

# 「成年後見制度」の新たな担い手となる「市民後見人の養成講座」が始まります。

## 成年後見制度とは…

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理を行いながら本人を支援する制度です。  
判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれ、家庭裁判所が「成年後見人等(後見人、保佐人、補助人)」を選任します。



## 成年後見制度

### Q&A

- Q 成年後見人は、どのようなことをしますか?**  
**A** ご本人の意思や利益を考えながら、本人名義の預貯金等の管理・不動産の管理等の財産管理を行います。確定申告などの税の手続き、行政関係手続き、介護契約、医療契約などの本人の身上監護を目的とした事務も行います。  
また、本人の同意なしに行った不利益な契約を、後から取り消すなど、本人を保護・支援します。
  - Q 成年後見人に報酬の支払が必要ですか?**  
**A** 成年後見人が1年間、後見業務を行った後に、家庭裁判所に後見事務や財産状況の報告を行い、その状況に応じた報酬額を家庭裁判所が決定します。  
報酬は、ご本人の財産から受領しますが、低所得かつ財産がないなど一定の要件にあてはまる方は、伊勢原市の報酬助成制度を利用できることもあります。
  - Q インターネットで専門職後見人の横領事件を見て心配です。**  
**A** 家庭裁判所は、後見人が職務を適正に行うように監督しています。最も不正報告件数が多かった平成26年の不正報告件数(全国)は、831件で、そのうち809件が親族後見人、22件が専門職後見人です。家庭裁判所では、監督機能を強化し、年々、被害件数や被害額は減少しています。(平成29年は294件) また、後見制度支援信託<sup>(※1)</sup>など、新たなしくみも創設されています。
- (※1) 後見制度支援信託は、本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に信託し、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度です。払い戻しや解約には、家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなります。

## 地域で寄り添い、共に歩む 市民後見人の活動に期待が寄せられています

### 伊勢原市の市民後見人とは…

市成年後見・権利擁護推進センター(市社協が市の委託事業として運営)の養成研修受講後、市民後見人バンクに登録し、家庭裁判所から後見人として選任された後も、センターの支援を受けながら活動する人をいいます。  
現在、伊勢原市では2名の市民後見人が活躍しており、きめ細やかな支援により、重度の認知症であるご本人の表情や意欲に変化が生じ、専門職の後見人とは異なる効果が表れています。

### 人生の伴走者として 大きなやりがい

「市民後見人の活動は、本人の権利や利益を守るという重要な役割を担うと共に、ご本人の人生の伴走者として寄り添い、ご本人が安心して暮らせる地域づくりを行う一員として大きなやりがいがあります。これまでの仕事や地域活動での人生経験を生かし、多くの方が市民後見人として活躍されることを期待します」



伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター長 内嶋 順一 弁護士



現在、伊勢原市内で活躍する2名の市民後見人に聞きました!

- 活動のきっかけは?**
  - ・定年後、何か社会貢献ができないかと考えていたため
  - ・自分の知識を活用して社会貢献ができないかと思ったから
- 普段心がけていることは?**
  - ・後見人としての責任を併せ持った、近所の親切な人としてご本人に寄り添うようにしています。専門職にはできない関わり方もあると思っています。
  - ・「本人の思い」や「自分だったらどうしてほしいか」ということを常に考えるようにしています。

- 市民後見人の活動を検討している方へのメッセージ**
  - ・活動は責任も重いですが、丁寧に関わると本人の状態も良くなり楽しいです。
  - ・仕事を持ちながらも、時間をうまく使えばできると思います。
  - ・自分自身や家族も将来、後見制度が必要となるかもしれないので、勉強する価値はあると思います。
  - ・社協のバックアップや家庭裁判所の理解もあり、安心して活動ができます。
  - ・やりがいのある活動です。迷っている方は、ぜひ養成講座を受講してみてください。

## 講演会「成年後見制度と市民後見人への期待」 & 市民後見人養成講座説明会



**日時** 2019年6月25日(火)

**第1部 講演会**  
時間：午後1時30分～午後3時30分  
講師：内嶋順一弁護士、市民後見人 早川恵子氏

**第2部 市民後見人養成講座説明会①**  
時間：午後3時40分～午後4時

**場所** 伊勢原シティプラザ 1階ふれあいホール(伊勢原市伊勢原2-7-31)

**対象** 伊勢原市在住の方 100名(申込順) 4/22(月)～申込受付開始

**申込方法** 電話・FAXいずれかの方法で事前にお申し込みください。  
伊勢原市社会福祉協議会  
☎0463-94-9600 FAX0463-94-5990  
(FAXの場合は、講演会等名称、氏名、住所、電話番号をご記入ください)

※市民後見人養成講座の申込を希望される方は、説明会の出席が必要となります。上記日程に参加できない場合は右記日程にご参加ください(要申し込み)。

**市民後見人養成講座説明会②** (上記、市民後見人養成講座説明会①と同じ内容です)  
日時:2019年6月29日(土)午前10時30分～午前10時50分  
場所:伊勢原シティプラザ1階社協会議室 対象:伊勢原市在住の方20人(申込順)

## 成年後見制度に関するご相談は…

伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターをご利用ください。  
相談受付:月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)8:30～17:00  
伊勢原市伊勢原2-7-31伊勢原シティプラザ1階(社会福祉協議会内)

※相談の際は、お待ちいただかないよう、事前にお電話での予約をおすすめします。  
**☎0463-94-9600**

